

公布された規則のあらまし

佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（規則第 15 号）

- 1 現業職給料表の給料月額を改定することとした。（別表第 1 関係）
- 2 1 に伴い、現業職給料表昇格時号給対応表及び現業職給料表降格時号給対応表を改正することとした。（別表第 5 及び別表第 6 関係）
- 3 この規則は、公布の日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用することとした。
- 4 所要の経過措置を定めることとした。